

経営委員会議事録作成及び議事録等公表規程

平成31年規程第21号
平成31年3月7日制定
令和元年12月2日改正
令和2年4月1日改正
令和3年3月26日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 経営委員会規程第8条に定める議事録（以下「議事録」という。）の作成並びに議事録及び経営委員会において用いた資料（以下「議事録等」という。）の公表については、本規程に定めるところによる。

第2章 議事録の作成

(記録)

第2条 議事録は、発言者名を明記の上、原則として逐語で記録する。

- 2 案件に係る議論と関係のない発言は、記録の対象としない。
- 3 聴取不能な部分は、事後に発言者に確認の上、記録する。

(記録の訂正、加筆等)

第3条 話し言葉特有の表現、同じ語句の無用な繰返し、冗長な言回し、明らかな誤り等は、発言の趣旨をそこなわない範囲で、表現を変更することができる。又、誤りか否か明らかでない場合及び不足している語句を補足する場合については、事後に発言者に確認の上、訂正、加筆を行うことができる。

- 2 発言において、他人の著作物を引用している場合には、可能な限り、発言者に出所を確認のうえ、適宜の方法で記録する。

(議事録の承認)

第3条の2 議事録は、経営委員会の承認を得て作成するものとする。

第3章 議事録等の公表

(公表内容及び非公表情報の削除方法等)

第4条 議事録等は、次の各号に掲げる非公表とすべき情報（以下「非公表情報」という。）を除き、全て公表する。

- (1) 個人に関する情報（「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報）
- (2) 法人に関する情報（情報公開法第5条第2号に掲げる情報）
- (3) 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報（情報公開法第5条第3号に掲げる情

報。ただし、議事録を除く。)

- (4) 公にすることにより、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるなど、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（情報公開法第5条第4号に掲げる情報）
- 2 前項に規定する非公表情報か否かの判断は、議事録等の公表時を基準として行い、経営委員会において確認する。
- 3 非公表情報を議事録等から除く場合には、第1項各号に掲げる非公表情報に相当する箇所、当該箇所を含む発言又は資料の全体を削除する方法により行う。
- 4 経営委員会において用いた資料のうち、次の各号に掲げるものについては、経営委員会開催後遅滞なく公表する。
 - (1) 議事次第
 - (2) 関係法令等に基づき公開するもの
 - (3) 経営委員会規程別表第12に規定され、経営委員会において議決されたもの
 - (4) 管理運用法人のホームページに掲載されているもの又は掲載する予定のもの若しくは同等のもの

(公表頻度)

第5条 議事録等は、各委員会の開催日から起算して7年を経過した後に四半期分（1月から3月分、4月から6月分、7月から9月分、10月から12月分）毎にとりまとめて、年4回公表する。

(公表方法)

第6条 公表は、管理運用法人のホームページに掲載することにより行う。この場合、議事録と資料を区分して掲載する。

第4章 雑則

(規程の制定、変更及び改廃)

第7条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。

(その他)

第8条 この規程により難しい場合には別途経営委員会において対応を定めるとともに、この規程を実施するために必要となる具体的事項については委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 経営委員会議事録作成及び公表要領は廃止する。

附 則（令和元.12.2改正）

この改正は、令和元年12月2日から施行する。

附 則（令和2.4.1改正）

この改正は、令和2年4月1日から施行し、令和2年3月9日から適用する。

附 則（令和3.3.26改正）

この改正は、令和3年3月26日から施行する。